

後期高齢者医療制度 って



な～に?

その3

今年4月から始まる75歳以上の人（65歳以上の一定の障がいがある人を含む）を対象とした「後期高齢者医療制度」について、シリーズでお伝えしています。

〈照会先〉高齢福祉課 ☎23-8127
☎23-7734

質問

保険料はどのように決まるのですか？

答え

保険料は1人ごとに計算され、全員が等しく負担する「均等割額」（1人当たり年額39,310円）と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。これは、県内の被保険者となる方の過去の医療費総額から、平成20～21年度の総見込額を計算し2年間の保険料を決定しました（2年ごとに見直しされます）。

なお、最高限度額は年額50万円です。

質問

保険料の軽減（減額）について教えてください

答え

所得の少ない人や、制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。

◆所得の少ない人

同一世帯内の世帯主および本人の所得額により、均等割額に3種類（7割、5割、2割）の軽減があります。

◆被用者保険の被扶養者

今まで保険料の負担がなく、新しい制度により新たに負担が発生することになるため、加入時から2年間は均等割のみとし、その額の5割が軽減されます。さらに平成20年に限っては、4～9月までの半年分の保険料はかからず、10月～平成21年3月までの半年分は均等割額の9割が軽減されることになりました。

質問

保険料はどういう方法で納めるのですか？

答え

年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。4月から1年分を6回に分けて納めます（4・6・8月は前々年の所得により仮に算定した保険料を、10・12・2月は前年の所得により確定した保険料で精算しますので、前半と後半と金額が相違する場合があります）。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象にはなりません。

年金から天引きができない人（年金の年額が18万円未満の人、年度の途中で75歳になった人など）は、前年の所得が確定した7月から1年分を9回に分けて納付書（または口座振替）により毎月納めます。



※保険料の詳細は、広報せきの昨年12月1日号をご覧ください。



このような人は
軽減を受けるためにも
申告を!!

上記のように所得が少ない人への軽減がありますが、所得を確認できないと軽減することができない場合があります。平成19年中に所得がない人でも、次のような場合には「市・県民税」の申告をしてください。

- ◆ 遺族年金や障害年金、扶助料のみで生活していた人
- ◆ 年金がなく、子どもなどからの仕送りで生活していた人
- ◆ 病気療養中で収入がなかった人 など

- ◆ 申告時期 2月18日(月)～3月17日(月)
※土・日曜日を除く
- ◆ 持ち物 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ◆ 受付場所 市役所、各地域事務所ほか